

令和5年8月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年8月22日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時47分
  
- 5 出席した教育長及び委員
  - 花田 忠雄 教育長
  - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
  - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
  - 笠原 陽子 委員
  - 佐藤 麻子 委員
  - 常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	石塚 裕之
副局長	羽鹿 直樹
教育参事監	濱田 啓太郎
総務室長	市川 秀樹
行政部長	高安 賢昌
インクルーシブ教育推進担当部長	田所 健司
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	吉田 美和子
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 敦
I C T推進担当課長	星野 進
財務課長	山下 芳彦
参事兼教職員人事課長	田村 暢
高校教育課長	渡貫 由季子
保健体育課長	磯貝 靖子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
学校支援課長	大河原 邦治
特別支援教育課長	片山 葉子
生涯学習課長	信太 雄一郎
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## 教育委員会 8月臨時会 会議日程

日時 令和5年8月22日（火）9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
(オンライン会議システムを併用)

### 1 議事

#### 日程第1

臨教第20号議案 令和6年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択について

臨教第21号議案 令和5年度教育委員会の点検・評価について

臨教第22号議案 令和5年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

#### 日程第2

報第8号 令和5年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

#### 日程第3

請願第1号 「2024年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について

## 教育委員会 8月臨時会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 8月臨時会を開会いたします。  
本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。  
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。  
本日の会議録署名委員ですが、下城委員を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「令和6年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択について」ほか2件の付議案件があります。  
また、日程第2として「令和5年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」の報告案件があります。  
さらに、日程第3として「「2024年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」の請願がございます。  
お諮りいたします。日程第1の臨教第21号議案は議会に報告する案件で、会議を公開することにより、教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件、また、臨教第22号議案及び日程第2の報第8号は、知事への申出に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。  
それでははじめに、進行の関係から、日程第3の請願第1号に入ります。

請願第1号 「2024年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について  
説明者 渡貫高校教育課長

教育長 請願第1号については、教育委員の皆様にはすでに請願及び陳述の際に配られた資料に目を通していただき、また、内容もご理解はいただいているとは思いますが、確認のため、高校教育課長から要点について説明をお願いします。

高校教育課長 ファイル05をお開きください。請願者は「かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会」です。本請願については、7月24日付けで提出され、8月8日の教育委員会8月定例会に付議され、継続審議となっているものです。具体的な請願項目8点についてご説明します。

1点目は、「2013年入試より実施した「定員目標設定方式」の検証を行い、全日制を希望する子どもたちが全日制高校に進学できるのに十分な定員計画と条件整備を県が責任をもってすすめること。」

2点目は、「「全日制計画進学率」を県民に明示して生徒募集計画を策定すること。」

3点目は、「2024年度の計画進学率については、平成11年度策定の「県立高校改革推進計画」で掲げた最低目標値93.5%以上とすること。」

4点目は、2024年度の生徒募集計画については93.5%以上の全日制進学率が達成できるように、公立、私立の募集定員を策定すること。なお、私立高校の募集定員確保については、福祉子どもみらい局の所管となり、本委員会で採択することはできませんので、福祉子どもみらい局に本請願の写しを送付した上で、趣旨を伝えております。

5点目は、「定員を充足させるために私立高校生徒の授業料実質無償化の対象所得限度額を撤廃し、私立高校入学者全員を対象とすること。また授業料以外の費用についての支援制度も充実すること。」このことにつきましても、前項の後半と同様に福祉子どもみらい局の所管となりますので、同様に趣旨についてすでに伝えているところです。

6点目は、「生徒募集計画の策定に当たっては、中学および高校の教員代表、PTAおよび保護者代表を、オブザーバーでなく正式メンバーとして参加させること。また、公聴会を開いたり、中学生・高校生の意見反映を図る仕組みを工夫するなど、より開かれた議論の場とすること。」

7点目は、「現在、10月のみ実施している「公立中学卒業予定者の進路希望調査」を、5月と10月の2回実施し、生徒の進路希望の実態をより正確に把握して、当該年度の募集計画に反映させること。」

8点目は、生徒の学ぶ権利を保障するため、一学年9学級以上の大規模校や過密学級を生み出す高校統廃合を中止し、今後あらたな高校削減はおこなわないこと。また、大規模校を解消し、生徒個々に対応できる学習環境と感染症対策としての少人数学級実現のための教育条件整備計画を策定すること。

請願第1号の説明は以上となります。よろしくをお願いします。

教育長 それでは、ただいまの説明も踏まえた上で、請願第1号について審議を行います。

請願はご案内のとおり 8 項目ありますけれども、項目 4 のうち私立の募集定員の関係、それから、項目 5 については、本委員会所管外となりますので、ここでの審議はそれらを除いた項目となります。また、この請願の大きな趣旨は、広く意見を聞いて、全日制希望者が全日制高校へ進学できるような定員計画を作るという旨の要望です。項目ごとではなく、全体、一括して審議したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

教育長 それでは、一括して審議をいたします。改めまして、この請願について、ご意見、ご質問等がありましたらよろしく申し上げます。常陸委員どうぞ。

常陸委員 請願項目の 1 から 4 で募集計画が述べられていると思うのですが、この募集計画というのは、どのような過程を経て策定されているか、教えていただけますでしょうか。

高校教育課長 募集計画の策定については、公立の中学校卒業予定者数の動向に基づいて、「公私各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式」ということによりまして、全日制進学率の向上を目指して、公私で協調して生徒の受け入れを行う形で行っております。

常陸委員 今のご回答の中で「公私各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式」ということですが、こちらは、請願項目 1 の「2013 年入試より実施した「定員目標設定方式」」のことという理解でよろしいでしょうか。

高校教育課長 はい。請願項目 1 の「定員目標設定方式」ということになります。

常陸委員 令和 5 年度の入学者選抜の検証結果を教えてくださいませんか。

高校教育課長 令和 5 年度入学者選抜の検証結果ですが、全日制の進学率は 89.3% で、昨年度からは 0.3% 低下しております。そして、県内公立高校としては、目標定員数には 777 人届かない結果となりました。全日制の進学率が 0.3% 低下したということですが、これまで公私の定員計画によって、進路選択が非常に多様化しているということがある中で、何とか一定の全日制進学率というのは維持していて、「公私各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式」の効果というのが、一定程度認められていると捉えております。こうした検証については、私学関係者とともに定員協議について話し合う神奈川県公立高等学校協議会においても検証をしております。

教育長 他にいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 私から二つ質問させてください。請願項目6と請願項目8に関してです。まず、請願項目6に関して、神奈川県公立高等学校協議会での定員協議ですけれども、中学校長や高等学校長、保護者の代表の方がオブザーバーとして参加していたかと思いません。今年のオブザーバーからどのようなご意見、ご質問等があったのでしょうか。

高校教育課長 高校の校長の代表からは、各高校の魅力の発信について改善していくべきというようなご意見がありました。それから、中学校長会の代表からは、様々な学校生活を送っている生徒が増えて、広域通信制についても一定程度のニーズがあることは事実であるというようなご意見をいただいております。また、神奈川県PTA協議会の代表の方からは、昨年度から公立、私立とも入学者数が増えたのは、神奈川県公立高等学校協議会の皆様の尽力もあるかと思うけれども、今後も様々な議論をお願いしたいというご意見をいただいております。それから、神奈川県私学保護者会連合会の代表の方からは、私学展などでも大変希望者が多い状況で、私学への進学を希望する生徒への経済的支援が充実しつつあるけれども、支援についての更なる周知をお願いしたいといったようなご意見をいただいております。

吉田委員 続いて、請願項目8に関してですが、学級内での身体距離が2メートルというものを実現するためには、現在の県立学校の教室の広さで換算すれば、一教室の生徒は何人ぐらい入るといふ計算になるのでしょうか。

高校教育課長 教室の大きさというのが学校によって違いがあり、一定ではないのですが、2メートルの身体距離を確保するということになると、大体15人から20人程度になるのではないかと考えております。

教育長 他にいかがでしょうか。下城委員。

下城委員 先に全体について質問をさせていただきます。請願の趣旨は、定員目標に対して、今の90%を切っている状態ではなくて、向上を目指して引き続き努力するということだったと思うのですが、その点については、今、進路選択の多様性などのご説明がありましたけれども、教育委員会としても、それに甘んじているわけではなくて、引き続き、90%を超えて93.5%を目指すという方向で、考えて進めているという理解でよろしいでしょうか。

高校教育課長 全日制の進学率の向上を目指すという部分においては、そういった考え方でっております。

教育長 他にいかがでしょうか。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 【請願理由】の後ろから二つ目の段落のところに、「生徒募集定員を、公立41,350人、私立15,750人とすれば、「県立高校改革推進計画」で掲げた最低目標値（93.5%

以上)を達成することができます」とありますけれども、この定員数の、41,350人、あるいは、15,750人という数字は、どういうふうに算出されたものだと考えればよろしいでしょうか。

高校教育課長 請願者は、全日制進学率93.5%を達成できるよう公立の募集定員を策定するように、ということをおっしゃって、公立の定員を41,350人になるように、令和6年3月の公立中学校卒業見込者数から、全日制進学率の93.5%に基づいて、公立、それから県内私立、県外等のそれぞれの数値を割り振って算出したものと捉えております。

佐藤委員 93.5%になるように割りつけて算出された数字ということになるのでしょうか。

高校教育課長 そうですね。こちらの推定ではありますけれども、請願者の方が提案されている2024年度の進学率から、2022年の進学率の差分を出して、その差分を公立私立の中で按分して、残りを県外に割り振って、算出したのではないかと推測しております。

佐藤委員 県立高校でも、残念ながら定員割れの高校はあると思うのですが、学校の募集定員の数を上げれば、全日制の進学率が上がるといえるのでしょうか。

高校教育課長 受験者の動向というのは、中学生の進路希望の多様化に加えて、課程・学科であるとか地域バランス、学校施設面の制限など様々な要因がありまして、実際ご指摘のとおり定員割れの高校もある状況になっております。全日制の定員を増やしたことが、直ちに全日制の進学者数増加に直結するというものではなく、やはり、様々な学校の魅力を高めていくような取組をするなど、他の取組も必要となると考えております。

教育長 他はいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 今回の高校教育課長の説明の中で、進路選択が多様化したとお話があったのですが、請願項目7については、何度かご質問させていただいて、まさに生徒たちの状況が、大きく変化をしてきているわけです。そうすると、進路希望調査を10月だけでなく5月に実施して募集計画に反映させる、そういうこともあってもよいのではないかという請願の趣旨に対しては、こういう社会的な状況の変化の中でも、状況としては変わらないという認識なのでしょうか。

高校教育課長 実際、委員のおっしゃるように、私立の広域通信制等の進学者が非常に増えているというのは、新聞等でも報道されておりますし、先ほどのオブザーバーの中学校長会の校長のお話にも、事実であるというようなご意見もいただいております。そういった状況ではあります。進路希望調査については、中学校の方からは、5月の段階では未定の部分が多いと伺っております。中学校では、1学期が終了した時点で、生徒、保護者、担任による三者面談を通じて、本格的な進路希望を把握しているという

ことを伺っておりますので、そういったことから10月の進路希望調査が実態を反映しているのではないかと考えております。

笠原委員 今後、中学校の進路指導のあり方というのも、多分、変わってくる。そういう状況の中で、進路希望調査をどういう形でとることが、実態を反映するかということは、とても重要であると捉えています。

同時に、公私立を含めた全日制希望に関しては、やはり近年低下傾向にあるということに関しては、所管課としてどのように捉えていますか。

高校教育課長 前の質問のところでも申し上げたのですけれども、つい最近の新聞等にも通信制高校の生徒数が増えているというような記事がありまして、不登校の小・中学生の数が増えていて、進学先として通信制が受け皿になっているとか、多様な進路を受け入れられやすい社会になってきたのではないかなというようなことも、報道されていることは受け止めております。今年度は、4年ぶりに全公立展が開催できましたけれども、県教育委員会としても各種の説明会については、学科・課程の紹介であるとか、入学選抜の説明相談を行うなど、より一層、公立高校の魅力を中学生、保護者に引き続き伝えていくことが必要と捉えておりまして、全日制進学率の向上ということに向かって、各学校にもそういったことを働きかけていきたいと考えております。

笠原委員 先ほど他の委員のご質問に対して、高校教育課長から、県立高校の魅力の発信を改善すべきだというご意見がオブザーバーの方からもあったということですが、それと同時に、私学にとっては私学展が非常に有効であったと。受験をしようとする子どもたちにいかにそれが届くか。こちらは発信しているつもりになっていても、届いていないということもあるだろうし、発信の仕方をもっと工夫していくことが必要かと思っておりますので、いろいろと考えていただきながら、必要な対応をしていただければと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。下城委員。

下城委員 請願の趣旨、それから、教育委員会の目指しているところは、全日制の進学率の向上ということですね。【請願理由】には、首都圏の他県で90%を超えているというような数字が例として出ていました。改めてお伺いしたいのですが、神奈川県では、定時制に通われている子どもでも昼間、勉強に来ているという例があるかと思えます。そういうことも含めて昼間の時間帯で学んでいる子どもたちの進学率があれば教えてください。

高校教育課長 昼間の時間帯で学ぶ進学率のことを昼間進学率として集計しております。こちらは、全日制以外に定時制の昼間、通信制の平日登校型、中等教育学校の後期課程等を加えた進学率になっておりまして、令和5年度入学選抜では91.9%でした。令和4年度入学選抜との比較では0.4%減少になっておりまして、その理由としては、全日



制進学率と同様に、広域通信制に入学している生徒数の増加があるのではないかと考えられます。

下城委員 今、お伺いしたように、昼間勉強に来ている定時制の子たちは、現状、全日制のカウントに含まれていないということですよね。89.3%に入っていない。含めると91%少しあるという。改めて聞きますけれど、この目標になっている93.5%について、これは平成11年にきちんと経緯を踏まえて策定されたとは思いますが、そのことを含めて、今その状況が変わってきている中で、どうお考えなのかということをお聞かせください。

高校教育課長 当時、公立、私立それぞれが受け入れる生徒の割合を決めるために、公立中学校卒業生全体で、全日制に進学する者の割合として、計画進学率を定めました。その93.5%という計画進学率は、全日制高校への進学実績を、中学校卒業予定者数をもとに策定していたと承知しております。現在は、公私立間の定員協議は、「公私が各々自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式」となっておりますので、計画進学率という考え方は現状では持っておりません。

下城委員 平成11年ですから、20年ぐらい前。広域通信制とか、それから不登校の子どもの増加、その子たちが全日制でなくて定時制を選択してきているという、もう社会がどんどん変わっていった中で、やはり、根本的に考えていく必要もあるだろうという、それぐらいの時間が経っている気もします。ただ、とにかくフルサイズ全日制の教育を一人でも多く子どもたちに受けさせたいという思いは、皆、同じ思いを持っているので、多様化ですから、その子にとっては、必ずしも全日制がベストではないという選択もあるかもしれない。それに関しては、教育委員会も学校も一生懸命用意はしますが、それから、新型コロナで本当に分かったのですが、皆で一緒に学ぶということがないと、やはり、子どもたちのメンタルな成長にとっても大きな影響があるのではないかと。そういうことを思うと、全日制に進学する子どもが増えることを目指すということは、一緒に考えていかなければいけないだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本請願については、一括審議ということでご意見等を承ったわけですが、私の方から対応方向について提案したいと思います。

この請願については、まず、定員計画の策定という部分では、公立中学校の卒業予定者数の動向に基づいて、公私各々が目標を設定する方式を実施しています。これを採用して以来、進路選択が多様化している中で、一定の全日制進学率を維持しておりまして、実現を目指す定員目標を設定する方式の効果は認められております。また、設置者会議での合意事項を尊重しながら、全日制進学率の向上を目指して、公私協働で生徒を受け入れております。さらに、定員協議の場である神奈川県公私立高等学校協議会には、正式なメンバーではありませんけれども、中学校、高校の校長それから

保護者の代表にオブザーバーとして参加をいただき、先ほどの質疑もありましたとお  
りご意見をいただいている。それをしっかりと受けとめているという実状がありま  
す。また、加えまして、県立高校改革実施計画の中では、少子化の動向をしっかりと  
踏まえた上で、学校の活性化、それから質の高い教育、こういったものの提供を目指  
して、規模の適正化・配置に取り組んでいるところです。

こうした観点からしますと、請願の趣旨の一部については先ほど下城委員からもご  
発言ありましたとおり、教育委員会の認識と同じものはありますけれども、全体とし  
ては、今申し述べた理由によりまして、不採択を提案したいと思えますけれども、い  
かがでしょうか。よろしいですか。

それでは、改めてお伺いいたします。本請願については、不採択としたいと思いま  
すが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それではご異議がないものと認め、請願第1号については、不採択と決しました。  
事務局では、本請願の結果、理由について文言を整理した上で、請願者の方に通知  
してください。

それでは、ここから先は会議規則第22条の2の規定により、進行を下城委員にお願  
いいたします。

下城委員 それでは、次に日程第1の臨教第20号議案に移ります。

**臨教第20号議案** 令和6年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について  
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 臨教第20号議案についてご説明します。ファイル01をお開きください。令和6年度  
に神奈川県立の高等学校及び神奈川県立の中等教育学校の後期課程で使用する教科用  
図書について、本ファイルの3/347ページから347/347ページの「令和6年度使用教科  
書選定一覧（案）」のとおり採択したく、ご審議をお願いします。2/347ページに「令  
和6年度使用教科書選定一覧」に掲載されている学校を示しておりますので、ご確認  
ください。

なお、高等学校の教科書と中等教育学校の後期課程の教科書とは、法令等の定めな  
どが、ほぼ同じですので、高等学校の教科書を例に挙げながら説明をします。

まず、教科書の採択の法的根拠については、資料にはありませんが、「地方教育行  
政の組織及び運営に関する法律」第21条で、教育委員会の職務権限の一つとして「教  
科書その他の教材の取扱いに関する事」が定められております。これを受けまし  
て、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」第12条において「高等学校にお

いて使用する教科書は、神奈川県教育委員会が採択したものでなければならない」と規定されておりますので、本日、採択をお願いしております。

3/347ページをご覧ください。まず初めに、一覧資料の概要についてご説明します。平成30年に告示されました学習指導要領、いわゆる新学習指導要領が、高校では令和4年度入学生からの実施となっております。令和6年度使用教科書は、新学習指導要領に基づいて編集された教科書と、平成21年に告示された学習指導要領に基づいて編集された教科書とに分かれております。例えば、鶴見高等学校1段目の種目は「1 現代の国語」となっており、教科書記号・番号は「現国 702」とあり、使用学年が「1」となっております。このような教科書が、平成30年に告示されました学習指導要領に基づいて編集された教科書であり、主に令和6年度入学生（1学年）が使用する教科書となります。

また、11/347ページ3行目の種目をご覧くださいと、「8（H21）国語表現」と記載されています。「（H21）」とある教科書は、平成21年に告示された学習指導要領に基づいて編集された教科書を意味しており、主に定時制4年生が使用する教科書となっております。

次に、採択手続きです。ファイル01-2「臨教第20号議案関係」をお開きいただき、1/5ページをご覧ください。ここには、「令和6年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」があります。次に、2/5ページ「神奈川県立高等学校等使用教科書採択関係図（令和6年度使用教科書）」をご覧ください。ここには、高等学校等の教科書採択の流れを示しております。ただいまの採択方針に基づき、この図の右端上「高等学校等」の欄にあります「教科書選定会議」を各学校の校長が主宰し、使用希望教科書を選定して、7月に教育長宛てに報告されました。この報告を受けまして、8月3日（木）に、「神奈川県立高等学校等令和6年度使用教科書調査委員会」を開催しました。この会議におきまして、各学校の使用希望教科書の選定理由について点検をいただきました。この会議の結果を踏まえたものが、今回の議案です。なお、この会議での詳しい内容は、後ほどご報告します。

では、各学校における教科書選定について、二つの高等学校を例にとり、ご説明します。

3/5ページをご覧ください。「選定の際に考慮する教育方針等」として、五つ挙げられています。読み上げは省略しますが、鶴見高等学校ではこれらの方針を考慮して、令和6年度に使用する希望教科用図書の選定を行いました。次のページ4/5ページをご覧ください。例として「現代の国語」をご覧ください。ここでは、東書（東京書籍株式会社）の「精選現代の国語」を1年次で使用する教科書として選定しております。選定理由をご覧くださいと、まず、「東書の「精選現代の国語」、数研の「現代の国語」、大修館の「現代の国語」の3点を候補として比較検討し、東書の「精選現代の国語」を新たに選定することとした」とあります。こちらは、選定の第一段階として、当該高等学校における教育方針等に基づいて、高等学校用教科書目録に掲載されている「現代の国語」の教科書の中から候補を絞り込んだ、ということです。続きまして、「この中で、今年度使用している数研の「現代の国語」と比べ、コラム欄による生徒の自主的学習への取組が期待できる点や、図版や記述がわかりやすく丁寧に

解説されていることが本校の生徒により適していると判断した」としております。この部分では、3点に絞った後、生徒の立場に立って教科書の特長を考慮し、最終的に1点を選定した理由が記載されています。原則として、どの学校のどの科目につきましても、選定理由の記載にあたっては、3点程度の教科書に絞り、最終的に1点を選定したことが明確になるよう記載しています。また、科目によっては、発行される教科書が1点しかないものがあります。例として、神奈川工業高等学校の専門教科「工業」を説明します。

5/5ページ目の「工業技術基礎」をご覧ください。ここでは、実教出版（実教出版株式会社）の「工業技術基礎」という教科書が選定されています。選定理由の読み上げは省略しますが、この教科書は、工業科の科目「工業技術基礎」の教科書としては、唯一発行されるものです。この場合は、候補の絞り込みはできませんが、教科書を研究し、教科書選定に取り組んでいることが示されています。

ここで、全ての学校のご説明はできませんが、この2校と同様に、各科目の教科書を全て選定対象として検討した上で、校長が適切に使用希望教科書を選定しています。

続きまして、2/5ページにお戻りください。中段8月の欄に記載されている教科書調査委員会での調査の状況をご報告します。8月3日に、事務局職員、県立高校の校長、外部有識者、県高等学校PTA連合会役員などを委員とする、「神奈川県立高等学校等教科書調査委員会」を開催しました。

この会議で、各学校から提出された使用希望教科書の選定理由について、分かりやすい記述となっているか、記述に誤りはないか点検していただいたところ、分かりやすく誤りのない記載であることが確認でき、適切に選定が行われていたというご意見をいただきました。PTA連合会の方からは、「生徒の興味・関心を惹いたり、生徒の目線にたって学習に適しているという理由で判断されていることや、地域・学校の特徴を捉えて選定されている」などのご意見をいただきました。また、参加していただいた大学の准教授からは、「教科書を三つに絞り、その中から、自校の生徒に適している理由を記載するという形式で書かれていることが分かりやすい。社会的に説明が重要になっている中で、外部への説明として耐え得る形になっている」などのご意見をいただきました。説明は以上です。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員            今、高校教育課長のご説明いただいた資料の7月の欄のところに、「選定等に問題がある場合には修正を依頼」して、学校とやりとりをして、再度、神奈川県教育委員会に提出するというところで、以前は、記載内容であるとか、誤字脱字というところのミスも一部あったと記憶しているのですけれども、今回は、特段、このやりとりの中で、修正を依頼するような場面というのは、実際にあったのでしょうか。あった場合には、どのようなものがあったのかを教えてください。

高校教育課長        実際に修正を依頼するようなものは、文言の誤字脱字であるとか、小さい誤りとい

うところでは修正をお願いしておりますが、大きく内容を変えることはなかったと承知しております。

笠原委員　　これだけの選定資料を作るのですから、指導主事の方々がかなりの時間をかけて取り組んでいると思いますが、前にお話ししたかと思うのですが、小・中学校、つまり義務教育の段階の採択においても、できるだけ効率的かつ適正にやっていくためのやり方の工夫が必要だということで、かなり改善されてきていると思うのですが、高等学校においても作業の見直しや工夫がなされているのであれば、教えてください。

高校教育課長　今年度特にとということではないのですが、以前は指導主事のみで行っていたものを、現在は全課体制で事務的なところは多くの人数で全体を見て、その後、細かいところを指導主事が見ながら、学校と連絡を取り合っていくというやり方に変更しています。誤りがあるってはいけないので、二重のチェックを行うという意味でも効果的かと考えています。

笠原委員　　かなりの時間と労力を要し、作成されていくわけですがけれども、是非見直すべきところがあるようでしたら、見直しながら、やるようにしていただければと思います。

下城委員　　先ほど、教科書を二つ挙げていただいて、特にその内の鶴見高等学校の方なのですがけれども、外部の委員の准教授のコメントもありましたが、教科書を3点に絞り、それぞれの使い勝手ということを整理して、自分の学校にこれがふさわしいのではないかという選定理由が書かれていた。それが、外部に対して大変分かりやすく良かったと、そのとおりでなと思いました。

私は教育学部で教えていて、学生たちにそういう目線で教科書を選べる、教育実習に行かせるわけですがけれども、現場で授業するとき、教材に対する目ですよ。そこで学んでいる子どもたち、これは地域、その学校そのものの魅力の把握ということになると思いますが、まず子どもたちをきちんと見て、その子どもたちが次にワンステップ上がるためには、どういう学ばせ方をしていけばよいか、学び方の支援をしていけばよいかということを考えて、それに合わせて教材を用意する、作る、教科書を、ということです。指導主事という言葉が出てきたので、そうなのだと思いますが、そういうことは教員研修の中とかで、例えば善行の総合教育センターでも、子どもファーストで、そこから現場で教科書を選べるようになっていくというこの目を作る、というようなことの研修はやられているのですか。

高校教育課長　教科書を選ぶというところに、直接的にとということではないと思いますが、教材という意味では、子どもの目線に立ち、子どもたちの実態をよく見て教材研究をするということは、授業作りの研修が基本研修でもありますし、希望者が行う自己研鑽の研修でも授業作りの研修がありますので、そういったところでは、そのような理念や考え方についての研修は行われていると考えています。

下城委員            その中で、優れた方たちが指導主事という名前をもらって出てくるという形になってくるわけですね。何が言いたかったかという、子どもファーストで現場の意見があり、それで教科書が選ばれていくということが、とても大事なのかなと思ったということです。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、採決について、教育長をお願いします。

教育長            それでは、ただいまの臨教第20号議案につきまして、原案のとおり決することをご異議はございませんか。

全委員            異議なし。

教育長            ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き下城委員、お願いします。

下城委員            それでは次に、臨教第21号議案に移ります。

ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、行政部長、インクルーシブ教育推進担当部長、指導部長、支援部長、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員人事課長、高校教育課長、保健体育課長、子ども教育支援課長、学校支援課長、特別支援教育課長を指定いたします。

(10時17分非公開の会議に入り、10時47分公開の会議に戻る)

教育長            以上で臨時会の日程はすべて終了しましたので、これにて臨時会は閉会といたします。

令和5年8月22日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 臨教第21号議案

- ・ 企画調整担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 臨教第22号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

### 日程第2

#### 報第8号

- ・ 生涯学習課長から報告の後、質疑を行った。